

委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

1. 視察概要

委員会名	総務常任委員会
委員名	只野直悦, 加川康子, 小嶋匡晴, 佐藤弘樹, 中鉢和三郎
日時	令和7年8月19日～令和7年8月21日
視察先	1. 神奈川県鎌倉市 2. 愛知県岡崎市 3. 愛知県名古屋市
出席者 (説明者)	1. 神奈川県鎌倉市 共生共創部政策創造課 課長補佐 田中翔太氏 こどもみらい部こども支援課こども支援担当 係長 中橋英木氏 株式会社L i q u i t o u s 代表取締役CEO 栗本拓幸氏 議会事務局議会総務課 星陽介氏 2. 愛知県岡崎市 岡崎市議会 梁瀬太議長 教育委員会学校指導課岡崎市教育相談センター 所長 神谷敦仁氏 〃 児童生徒支援係 指導主事 大江留美氏 議会事務局総務課総務係 主事 松坂恒輝氏 3. 愛知県名古屋市 スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課 課長 齋藤牧氏 〃 課長補佐 荒尾長久氏 〃 主事 宅間義貴氏

2. 視察内容

視察項目	1. 市民参加型共創プラットフォームについて（神奈川県鎌倉市） 2. 校内フリースクール「F組」について（愛知県岡崎市） 3. 名古屋市ファミリーシップ制度について（愛知県名古屋市）
視察内容 【質疑応答】	1. 市民参加型共創プラットフォームについて（神奈川県鎌倉市） 1. 導入の背景 鎌倉市は、市民憲章（昭和48年制定）やNPOセンター設立などの市民活動が全国的にも早くから活発に展開されてきた地域である。先人から連綿と受け継がれてきた「市民参画の精神」が市政に根付いており、これまでも市民と行政の協働によるまちづくりが進められてきた。 一方、市民ニーズや地域課題が複雑化・多様化し、行政が答えを持つ時代から「誰も答えを持っていない時代」へと変容。周辺環境の変化に伴い、「どうコミュニケーションを図るか」が新たな課題となった。 その対応として、オンライン×対面の新たな市民参画の仕組みを導入している。 政策形成支援やスマートシティ推進の一環として位置付けられている。 2. プラットフォームの特徴 オンラインプラットフォーム「L i q l i d」を活用している。 匿名投稿・テキスト主体により多様性・公平性・透明性を確保。 対面ワークショップとの併用により議論の臨場感や深さを補完している。 「地域共創」と「政策形成」の二本柱で運用。 政策形成支援・スマートシティ施策の一環。 3. 活用事例 西鎌倉地域での実証（地域課題の可視化・住民プロジェクト会議）。 総合計画やこども計画など市の基本計画策定における市民意見収集。

なお、こども計画の意見聴取では、放課後児童クラブ等へ職員が出向き、プラットフォームに入力してもらうなどの取り組みも同時に行っている。

4. 成果と気づき

オンラインにより心理的ハードルが下がり、幅広い世代から意見収集が可能。成果を可視化・共有することで、市民の学び合いと巻き込みが促進。合意形成をどのように図るかが今後の課題。

5. 今後の展望

全庁展開を進め、市民参画の裾野を拡大。
補助機関の公聴機能を強化、政策形成プロセスを透明化。
未確定情報の公開にも挑戦し、市民の関心の喚起を狙う。
職員の意見聴取や職場環境改善にも応用可能。

6. L i q l i d（リクリッド）の概要と有用性

・ L i q l i d とは

L i q u i t o u s 社が提供する、市民参加型の合意形成プラットフォーム。コンセプトは「じっくり話して、しっかり決める」。

アイデア出し、議論、修正、投票による意思決定までを一つの仕組みで完結できる。行政の政策形成過程や地域の課題解決において、市民と行政が共に学び合いながら意思決定する場を提供する。

・なぜ合意形成プラットフォームが必要か

行政が「答えを持つ」時代から、誰も一人では答えを持ち得ない「共創の時代」へ。社会課題が複雑化・多様化する中、行政だけでなく市民の多様な意見を反映することが不可欠。

対面やアンケートでは拾いきれない声を集めることで、合意形成をより公正で納得感のあるものにする。

・意思決定プロセスの可視化

従来は「最終結果だけ」が提示され、政策決定の過程が市民から見えにくかった。L i q l i d では、意見募集 → 議論 → 整理 → 反映の流れをオンライン上で公開。

誰でも経過を確認できることで、政策形成の透明性が高まり、自分の意見がどのように扱われたかを追える。これにより、市民の納得感と行政への信頼が強化される。

・サイレントマジョリティの意見の可視化

対面の場合では「声の大きい人の意見」が強調されやすい。

L i q l i d は匿名投稿やテキスト投稿が可能で、発言しにくい人も意見を出しやすい設計。子育て世代や就労世代など、時間や場所の制約で参加しづらい人の声も拾える。結果として、これまで可視化されなかった「沈黙していた多数派＝サイレントマジョリティ」の意見が政策に反映される。

・期待される効果

政策形成の透明性向上：プロセス公開による信頼関係の強化。

市民の納得感向上：意見が扱われる過程が見える。

多様な視点の集約：強い声だけでなく、多数派・少数派双方の声を反映。

民主主義の成熟：市民参画の量と質を高める。

7. 質疑応答（事前に質問票を送付、回答を得たもの）

質：市民参加型共創プラットフォームを導入した背景や目的は。

答：従来の参画は時間や場所に制約があった。オンライン導入で幅広い層が参加可能になり、政策形成に多様な声を反映できる仕組みとなった。

質：運営にかかる財源・予算規模は。

答：令和7年度予算額は3,995,200円（税込）。委託事業者は株式会社 L i q u i t o u s。費用内訳：利用料、保守費、運用支援費、ワークショップ運営費、説明会費、動画制作費。

質：市民参加の理想像とプロセスは。

答：「共生」と「共創」をキーワードに、市民と課題を共有し、初期段階から意見を集めて計画に反映。納得感を高める仕組みづくりを重視。

質：成果や活用事例は。

答：総合計画策定（411件）、子ども計画（57件）、市街地整備ワークショップ（144件）等で活用。

質：従来の市民参加との違いや新たな気づきは。

答：オンラインは匿名性で参加しやすく「個人視点」の意見が多い。対面は「地域全体」視点が多い。両者の併用が効果的。

質：課題と今後の拡充は。

答：全庁展開を進め、市民参画の裾野を拡大。未確定情報を公開し、市民の興味を喚起する必要がある。

質：他自治体が導入する際の留意点は。

答：政策形成過程を公開し、市民に「意見を表明する経験」を積んでもらうことが大切。行政と市民の距離を縮め、共創関係を築ける。

8. 質疑応答（当日）

質：意見の信憑性や誹謗中傷のリスクはどう対処しているか。

答：マイナカード認証による個人確認も可能だが、匿名・オープン型の仕組みでも誹謗中傷は少ない傾向がある。アンケート調査に比べても、意見がオープンに可視化されることで抑止効果が働いている。

質：市民への周知はどのように行っているか。

答：京都市の事例ではWEB広告を活用し、従来のアンケートより広範囲にリーチできた。地域通貨と連携したインセンティブ付与も検討されている。

質：活用分野はどこまで広がっているか。

答：計画策定だけでなく、予算編成や行政評価に活用する自治体の事例もあり、幅広い展開が期待されている。

質：オンラインプラットフォームに参加している市民の属性は。

答：30代～50代がメイン層で、ジェンダーバランスは良好。80代後半は利用が難しいが、それ以外の世代はデジタル対応が進んでいる。スマホサロンと連携して今後の周知を強化する予定。

質：聴取した意見をどう合意形成につなげているか。

答：パブリックコメントとは異なり、計画策定の初期段階から市民の意見を聴取することを重視している。最終的な合意形成よりも、早期からの関与による納得感の醸成を目的としている。

質：職員による活用は進んでいるか。

答：計画策定時の意見聴取、職場環境整備のための利用などが進んでいる。全庁的に利用するためのガイドラインも整備中。

質：財源はどのように確保しているか？

答：鎌倉市は一般財源で対応。他自治体では基金やデジタル田園都市交付金を活用する例もある。

2. 校内フリースクール「F組」について（愛知県岡崎市）

1. 背景

岡崎市は、長期欠席者や集団生活に馴染めない生徒に対し、個別最適な学びの場を保障し、多様な教育機会を確保するため、校内フリースクール「F組」を設置している。

名称は F i t ・ F r e e ・ F u n ・ F u t u r e の頭文字に由来。広島県

の先行事例を参考に、２０２０年度から導入を開始した。

２．設置経過と規模

- ２０２０年度：３校でスタート
- ２０２１年度：５校増設（計８校）
- ２０２２年度：６校増設（計１４校、市内中学校の約７割）
- ２０２３年度：市内全２０中学校に整備
- ２０２４年度：３小学校にも拡大・設置
- ２０２５年度：２小学校を増設・「Ｆ組」から生まれた「Ｓ組」を１０中学校に設置

「Ｆ組」「Ｓ組」ともに設置希望は非常に高く、非設置校のほぼ全校が設置を要望。保護者からのニーズも強い。

３．Ｆ組の姿

- ① 学ぶ空間の多様化
- ② 学ぶ時間の多様化
- ③ 学ぶ方法の多様化
- ④ 学ぶ内容の多様化
- ⑤ 多様な特性のある子供たちを理解し、それぞれの子供を支える教師

４．理念（５つの柱）

- ① 適応するのは子どもではなく学校（校内で多様性を認める）
- ② 通常学級と同等の学級として扱う
- ③ 多様性を受容できる教員の配置
- ④ 温かく迎える支援員を配置
- ⑤ 目標は教室復帰ではなく社会的自立

５．環境改革の３視点と具体例（美川中学校）

- （１） ヒト
特に理解のある担任＋支援員（元教員等）で支援体制を構築。
担任は定数内配置、通常授業は他教員が分担して負担軽減。
スクールカウンセラーや養護教諭も随時支援。
- （２） モノ
初年度に約３０万円を支給し、リラックスできる空間を整備。
カードゲーム、電子ピアノ、ＵＶレジン、生き物なども設置。
教室はオープンな雰囲気を重視（カーテン撤去など）。
- （３） コト
生徒自身が日課や活動を自己決定。
地域資源や専門家を活用し、プログラミングや音楽演奏会等を実施。
キャリア教育を通じて社会的自立と自己肯定感の向上を図る。

６．成果

・長期欠席者の増加抑制

設置校は非設置校に比べ増加率が低下。
一部校では設置後に長期欠席者が減少傾向。

・「段差」軽減による学び継続

在籍学級／Ｆ組／適応指導教室の併用が進み、居場所選択が容易に。

・不登校未然防止

短期利用や柔軟な出入りが可能で、復帰がしやすい環境。

・教員意識の変化と波及効果

支援手法の共有により在籍学級での対応改善。

小学校でも校内居場所づくりが広がる。

・ **多様な生徒への支援**

外国籍生徒への日本語支援，進学支援の成功事例あり。

7. 課題

理念浸透の差：学校間で理解・運用に温度差。

固定観念の払拭：「楽をしている」「遊んでいる」との誤解。

人的・財政的基盤：加配教員なし，支援員の安定確保が課題。

研修強化：F組担任が通常学級へ理念を波及させる力の向上が必要。

8. 今後の展望

全ての学級で多様性を受容できる環境を目指し，「F組」を「トップランナー」に。

校長主導で理念を共有し，教職員・保護者・地域全体の意識改革を進める。

他自治体（広島県，横浜市，名古屋市など）の取組とも連携し，校内における新たな不登校支援モデルとして発展を図る。

8. 質疑応答

質：校内フリースクール「F組」が設置された背景はどのようなことだったのか。

答：不登校児童が増加している状況を受け，教育委員会内で構想を練り議論を重ねた結果，全ての中学校と協議を行った。その中で各学校長からご理解をいただき，設置に至ることとなった。

質：「F組」の担任の他に「支援員」が対応しているが，どのような方か。

答：具体的には，教員経験を有する業務支援員の中から，人柄が温かく，児童生徒に寄り添える方を選任し，配置している。

質：「F組」に対する地域の方々の理解や関わりについては，どのような状況になっているのか。

答：地域の方々にはご理解を賜り，ボランティアとして課外学習に参加していただくなど，さまざまな形でご協力いただいているところである。

質：不登校特例校や民間のフリースクール等がある中で，校内フリースクール「F組」を創設するに至った過程はどのようなものか。

答：民間のフリースクールに通うことができる児童も一定数いるが，校内に設けることで，より多くの児童生徒を支援することが可能となる。さらに，小学校と中学校との連携も確保されており，これが大きな特徴であると考えている。

質：「F組」を設置・運営するにあたり，どの程度の予算を措置しているのか。

答：初期投資としては，1校あたりおおよそ50万円程度を要した。また，支援員については，週25時間の勤務で年間おおよそ150万円の人件費を見込んでいる。

質：校内フリースクール「F組」を展開するにあたり，広島県の先進事例を参考にしたとのことであるが，具体的にどの自治体の取組を参考としたのか。

答：具体的な自治体というよりは，広島県の平川教育長の知見を参考にした。平川教育長は，2010年に全国で初めて女性として公立中学校の民間人校長に就任され，その後，広島県の教育長として2019年に県内の小中学校に校内フリースクールを導入された方である。

質：「F組」を推進する上で最も重要な点は理念であると承知している。しかし，教職員への理念の浸透については，人事異動等の影響もあり，難しさはなかったのか。

答：理念の浸透については，常に職員会議等で発信し，通常担任と「F組」担任との間で意思疎通を図ることで進めてきた。その結果，教職員のみならず，

子どもたちにも理念が浸透している。また、教育委員会においては、「F組」担任協議会を年2回開催しており、さらなる共有と改善を図っている。

質：「F組」に在籍していた生徒が通常学級に復帰する際、戸惑いや困難が生じることはないのか。

答：「F組」の生徒は、常に通常学級と行き来ができる仕組みになっている。そのため、本人の希望に応じて参加時間を長くしたり短くしたり、再び戻ることも可能であり、戸惑いは少ないと考えている。

3. 名古屋市ファミリーシップ制度について（愛知県名古屋市）

1. ファミリーシップ制度の概要

性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の、生きづらさや困難の解消を図るとともに人権が尊重され一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、名古屋市ファミリーシップ制度を創設した。

本制度は、互いを人生のパートナーとし日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を行っているまたは行うことを約した2人が、市に宣誓し市が宣誓書受領証等を交付するもの。2人のほかに生計を同一とする子どもがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等へ子どもの名前を記載できる。

当制度は、法律上の婚姻制度とは異なる。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではないが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様に性的少数者などの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指していく。

2. ファミリーシップの定義

名古屋市では、以下の通り定義している。

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っているまたは行うことを約した関係及び、当該パートナーの一方または双方の、生計を同一とする子を含めた関係。

※ 名古屋市のファミリーシップ制度は、同性パートナーに限らず、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度に乗れず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象としている。

3. 制度の開始日

令和4年11月14日から宣誓の予約の受付を、12月1日から宣誓を開始した。

4. 宣誓要件

ファミリーシップ宣誓をするには、2人が次の要件を全て満たしている必要がある。

- ① 成年に達していること。
- ② 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、または市内への転入を予定していること。
- ③ 宣誓者同士が婚姻をしていないこと。
- ④ 宣誓者のいずれもが宣誓者以外の者と婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしておらず、かつファミリーシップを形成している者がいないこと。
- ⑤ 双方が近親者（民法で規定する婚姻することができない関係にある）でないこと。（ただし、宣誓者同士がファミリーシップの関係に基づき養子縁組をしている、またはしていたことにより近親者となった場合は宣誓をすることが可能。）

5. 宣誓に必要な書類

- ① 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（個人番号「マイナンバー」、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コードの記載を省略したもの）
- ② 転入予定住所が確認できる書類（二人とも転入予定の場合）
- ③ 独身であることを証明する書類（独身証明書等）
- ④ 通称名を使用していることが確認できる書類（通称名の使用を希望する場合）
- ⑤ 本人確認書類
- ⑥ 子の関係が確認できる書類（子の氏名の記載を希望する場合）

6. ファミリーシップ宣誓をすることで利用可能となる行政サービス等

※ 制度ごとに所定の要件がある。（令和7年8月1日現在）

制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示等	問い合わせ先
住民票の続柄を「縁故者」に変更	パートナー等の住民票の続柄を「縁故者」に変更できます。 お住いの区の区役所市民課・支所区民生活課の窓口へお申し出ください。	要	スポーツ 市民局住 民課
犯罪被害者等支援金	犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間、当面必要となる経費に充てるため、犯罪により死亡した場合には遺族に30万円、重傷病等を受けた場合に被害者本人に10万円を支給	要	スポーツ 市民局人 権施策推 進課
犯罪被害者等見舞金	遺族が損害賠償請求に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給	要	スポーツ 市民局人 権施策推 進課
犯罪被害者等日常生活支援 （ホームヘルプサービス）	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の自宅へ、家事・育児・介護の支援を行うヘルパーを派遣	要	スポーツ 市民局人 権施策推 進課
犯罪被害者等日常生活支援 （配食サービス）	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の自宅へ、食事を配達	要	スポーツ 市民局人 権施策推 進課
犯罪被害者等精神医療費支援金	犯罪により精神医療機関に受診した場合、医療費自己負担分の半額を支給	要	スポーツ 市民局人 権施策推 進課
犯罪被害者等に対する市営住宅のあっせん	市営住宅への入居資格を有する犯罪被害者等に対して市営住宅をあっせん	要	スポーツ 市民局人 権施策推 進課
犯罪被害者等のための市営住宅	犯罪被害により緊急に迫られる事情がある場合等に目的外使用を認める	要	スポーツ 市民局人

	目的外使用			権施策推進課
	高齢者世帯に対する市営住宅のあっせん (福祉向住宅募集)	パートナーも一緒に入居できます。	要	健康福祉局高齢福祉課
	シルバーハウジング入居斡旋	パートナーも一緒に入居できます。	要	健康福祉局高齢福祉課
	障害者世帯に対する市営住宅のあっせん (福祉向住宅募集)	パートナーも一緒に入居できます。	要	健康福祉局障害企画課
	家族介護慰労金	同居しているパートナー等も支給の対象となります。	要	健康福祉局高齢福祉課
	災害見舞金(要綱)	パートナー等も受領できます。	要	健康福祉局監査課
	結婚新生活支援事業	宣誓日における宣誓者お2人の年齢が39歳以下で、世帯所得が500万円未満である場合、宣誓を機とした新生活の住まいにかかる費用の一部が助成される可能性があります。	要	子ども青少年局企画経理課
	保育所等の利用	パートナーが、子どもの保育所等利用申込みをすることができます。	要	子ども青少年局保育部幼保画課
	補助付住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への入居	パートナー等と補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅へ入居できます。	要	住宅都市局住宅企画課
	高齢者向け優良賃貸住宅への入居	パートナーと高齢者向け優良賃貸住宅へ入居できます。	要	住宅都市局住宅企画課
	市営住宅・定住促進住宅への入居	パートナー等と市営住宅・定住促進住宅へ入居できます。	要	(入居に関するお問い合わせ) 名古屋市住宅供給公社管理課 (その他お問い合わせ)

			住宅都市局住宅管理課
市公社賃貸住宅への入居	パートナー等と市公社賃貸住宅へ入居できます。	要	名古屋市住宅供給公社事業課
ファミリーバス定期サービス	市バスの通勤定期券等をお持ちの方と一緒に、その同居しているパートナー等が土曜・日曜・休日（土曜・日曜・休日ダイヤ特別運行日含む）に市バスに乗車する場合、大人 110円、小児 50円で乗車できます。市バスの通勤定期券等をバス料金箱の読み取り部にしっかりとタッチして、同乗の方の人数をお知らせください。	不要	交通局経営企画課

7. 質疑応答

質：「ファミリーシップ」として家族単位にまで対象を拡大した背景や目的について

答：・当事者の方から、子どもを含めた家族として認めてもらえるような制度となつてほしいというご意見をいただいていた。

・事実婚の方々については、一定法律上の権利が認められてはいるが、様々な家庭の事情により、婚姻という形態をとれなかったということにより、生きづらさや、困難さ、あるいは不都合さを感じている可能性がある。

・事実婚のカップルも対象とすることで、性的少数者の方が制度を利用することによる不必要なカミングアウトの負担も軽減される。

質：子どもを含めた証明書発行が市民や関係機関に与えた具体的な影響や、利用者から寄せられた声について

答：・子どもも対象となることも、素晴らしいと思う。同性カップルにも子どもがいる方々は大勢いる。

・子育て関連機関・医療機関などでの不便を解消するため、子の名前を記載できることに賛成である。特に、パートナーシップ当事者と子がファミリーシップである旨の証明を行うこととなっていることにも賛成である。

・養子縁組等ができない場合の子についても配慮があり良いと思う。

・同居義務もない人間にファミリーシップ制度の受領証等を使って病気の子どもの手術の同意とかできるようにしてしまったら、子どもの身の安全が確保されないこともあると思う。

・子どもに関して、15歳以上の場合、本人の意思で決められるようであるが、15歳未満の場合でも、子どもの気持ちを一緒に考えて慎重な対応をしてほしいと思う。

質：関係機関との連携や市民への周知啓発活動において、効果的だった具体的な取組について

答：・愛知県内の自治体に働きかけ「パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携連絡協議会」を立ち上げ、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する情報交換等を行う会議を毎年開催している。他に、愛知県内の自治体で、自治体間連携に関する協定を締結した。

・大阪府・京都府・兵庫県内の自治体で設置された「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入したことで、連携自治体が大幅に増加した。

	質：制度を導入・運用される中で、特に工夫された点や直面された課題、そしてそれらにどのように対応されてきたかについて 答：【アウトティング対策】 ・手続きをする部屋については、ウェブページで公表せず、手続きの予約をした人にだけ伝えている。 ・手続きの際は人目に付かない個室を用意している。 ・前後の宣誓者が接触しないように時間を空けている。 【自治体間連携】 ・制度利用者が転出入をする際に、当初は、転出元の自治体で返還手続きを行い転出先で再度手続きを行う必要があったが、転出元での手続きを廃止し、転出先での手続きのみで対応できるように、愛知県内の自治体に働きかけ自治体間連携を開始した。その後、全国的な連携である「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」にも加入した。 【その他】 ・制度の利便性の向上や、諸事情により来庁できない方々のため、オンラインを活用した宣誓を開始した。 質：運営にかかる財源の内訳や年間予算規模について 答：需用費（厚紙、ラミネートフィルム等）と、役務費（郵送代） 質：ファミリーシップ制度の今後の展望について 答：・制度利用者にアンケートを実施したところ、「ファミリーシップ制度に対する認知度・理解が不足していること」「企業等のファミリーシップ制度の活用が期待されていること」が把握できた。 ・こうした点をふまえて、市民や民間事業者等に対して制度の周知を図っていく必要がある。 質：これから同様の制度導入を検討している他の自治体に対し、特に重要だとお考えの点や注意すべき点についてご教示願います 答：制度利用者の生きづらさを解消するためには、制度を創設するだけでなく、市民や民間事業者への理解促進を同時に進めていくことが求められる。
考 察 【所感・課題・提言等】	1. 市民参加型共創プラットフォームについて（神奈川県鎌倉市） ・ 大崎市における課題認識 市民参画の機会はあるものの、声の大きい一部の意見が行政に届きやすい。一方で、多数派でありながら沈黙している「サイレントマジョリティ」の意見は十分に可視化されていない。 このため、市民が「声を届けても意味がない」と感じやすく、行政への不信任や無関心につながっている。 ・ 鎌倉市の取組からの学び オンライン×対面のプラットフォームにより、発言しにくい人の声も拾える。意思決定プロセスを公開し、意見がどう扱われたかを示すことで、市民の納得感と信頼感を高めている。 政策形成を「行政が作るもの」から「市民と行政が共に創るプロセス」へと転換している。 ・ 本市への展開について 大崎市も同様に、サイレントマジョリティの声が届かない、声の大きな一部の意見が反映されやすいという課題を抱えていると捉えている。 こうした課題に対して、鎌倉市のような市民参加型共創プラットフォームを活用により、意見を出す経験を市民が積み、主権者教育の一環となるのではないか。声を届けるだけでなく、反映されるプロセスを体験することで「共創の担い手」として成長することも期待できる。 行政も「完成した政策を示す」のではなく「問いを開き共に考える」文化を育める。このように、大崎市が抱える市民参画の課題は、鎌倉市の仕組みによって補完し得ると考える。

結果として、市民と行政が互いに成長し、共創できる地域社会づくりにつながると考えられる。

2. 校内フリースクール「F組」について（愛知県岡崎市）

今回の岡崎市「F組」の取組は、柔軟な学びの場を設けることで成果を上げており、不登校対策の有効なモデルとなり得ると感じた。特に「適応するのは生徒ではなく学校」という理念のもと、人・物・事の環境改革を進めている点が印象的であった。

大崎市に目を向けると、不登校児童生徒の数は増加傾向にあり、在籍学級への復帰が難しいケースも見られる。心のケアハウスやセンターや通級による支援はあるものの、在籍学級との行き来が柔軟にできる仕組みや、学校自体が多様性を受け入れる姿勢については、十分に浸透しているとは言い難い。

今後、大崎市においても、在籍学級と行き来できる柔軟な学びの場を設けることや、「適応するのは生徒ではなく学校」という理念を教育方針として共有することが重要になると考える。さらに、支援員やカウンセラーなど専門人材を安定的に配置できる財政的基盤の強化、安心できる物理的空間やICT環境の整備、地域との連携体制の充実も必要になってくると考える。そして、特定の学級や教室にとどまらず、通常学級においても多様性を受け入れる教育環境を広げていくことが望ましいのではないかな。

今回の視察を通じ、不登校対策や多様性を受け入れる教育環境づくりについて、改めて考えを深める契機となった。

3. 名古屋市ファミリーシップ制度について（愛知県名古屋市）

大崎市議会においては、パートナーシップ制度について、制度化はもとより必要性に関する議論もそれほど活況を呈してはいない。

宮城県内の他団体での取組も緒に就いたばかりと認識している。

この時期に、名古屋市におけるファミリーシップ制度に関する学びの機会を得たことは、今後の議論をリードする上では大変時宜を得たものであったと考える。

名古屋市におけるファミリーシップ制度に関する議論は、平成27年より始まっており、令和4年の制度運用開始まで約7年間の検討および準備の期間が費やされたとのことであった。具体の制度設計については、令和3年度の明石市の例を参考としており、政令指定都市でみると静岡市、北九州市、福岡市の例も取り入れたとのことであった。

他の団体では、パートナーシップ制度として2人だけのものとする例も多い中、名古屋市においては、子どもも含めた家族全体を視野に入れて欲しいとの声に応えるものとしてファミリーシップ制度を目指して来たとのことである。

制度が始まって既に2年半以上が経過しているが、課題は、関係者である市民、企業及び行政職員への詳細な内容の周知、およびどのように使えるかの周知であると伺った。

やはり、制度を立ち上げて終わりというものではないことは自明であるが、誰がこの制度を必要としているか分からない中で、いかに周知し、制度利用者の個人情報や人権を守りながら、制度の成果を享受していただくか、制度の運用にさらなる工夫が求められている実態を垣間見ることができた。

一方では、制度そのものへの反対意見もあることを市として認識しているとのことであり、そうした市民も含めてさらなる啓発の必要性について言及があり、法的な対応が進まない中で難しい舵取りが求められているということも分かった。

光明としては、大学生等の若年層が関心を示す事例が増えており、進んで担当課の方へ意見交換に来庁することもあるとのことであった。

今回の視察により、パートナーシップまたはファミリーシップ制度のイメージ

	を総務常任委員会のメンバーで共有できたことは大きな成果である。
--	---------------------------------

	今回得られた知見を基に，大崎市議会においてもパートナーシップまたはファミリーシップ制度の理解を促進し，制度導入に向け議論を活発化させていきたいものである。
--	---

	結びに，名古屋市及び名古屋市会の皆様及び関係者のご協力に感謝し，考察／所感とする。
--	---

以 上